

# 議 案 目 録

令和4年(2022年)6月6日

| 番 号      | 件 名                                    |
|----------|----------------------------------------|
| 議案第 47 号 | 令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)          |
| 議案第 48 号 | 令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第4号)          |
| 議案第 49 号 | 令和4年度(2022年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  |
| 議案第 50 号 | 令和4年度(2022年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第 51 号 | 令和4年度(2022年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)    |
| 議案第 52 号 | 令和4年度(2022年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第 53 号 | 令和4年度(2022年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)        |
| 議案第 54 号 | 彦根市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例案            |
| 議案第 55 号 | 彦根市市税条例および彦根市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第 56 号 | 彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案           |
| 議案第 57 号 | 彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案           |
| 議案第 58 号 | 彦根市墓地の設置および管理に関する条例を廃止する条例案            |
| 議案第 59 号 | 工事請負契約の締結につき議決を求めることについて               |
| 議案第 60 号 | 財産の取得につき議決を求めることについて                   |
| 報告第 6 号  | 令和4年度(2022年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について    |
| 報告第 7 号  | 第35期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について            |
| 報告第 8 号  | 第26期株式会社夢京橋の事業計画について                   |
| 報告第 9 号  | 第20期株式会社四番町スクエアの事業計画について               |
| 報告第 10 号 | 令和3年度(2021年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について         |
| 報告第 11 号 | 令和3年度(2021年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて        |
| 報告第 12 号 | 令和3年度(2021年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて        |
| 報告第 13 号 | 令和3年度(2021年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて       |



## 議案第 54 号

彦根市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

### 彦根市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法および建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(特別用途地区内の建築制限)

第 3 条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が当該特別用途地区において目的とする土地利用を図る上で支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、彦根市建築審査会に諮問しなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる基準に適合して増築し、または改築する場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号および第 4 号の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 増築または改築が基準時(法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない

い建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き前条第 1 項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築または改築後における延べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)および建築面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項および第 7 項ならびに第 53 条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第 1 項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(4) 用途の変更(令第 137 条の 18 に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。

2 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模な修繕または大規模な模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号および第 4 号の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定は、適用しない。

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第 5 条 令第 137 条の 19 第 3 項の規定により条例で指定する類似の用途は、令第 137 条の 18 に規定する類似の用途とする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 3 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 3 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者または占有者

(両罰規定)

第 8 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

| 特別用途地区            | 建築してはならない建築物                                                                                   |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 彦根城周辺歴史<br>環境保全地区 | 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外<br>車券売場その他これらに類する建築物<br>2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他令第130条の9の5に規<br>定するもの |

議案第 55 号

彦根市市税条例および彦根市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市市税条例および彦根市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の 4 第 1 項中「、法第 382 条の 3」を「もしくは法第 382 条の 3」に改め、「を含む。)」の次に「の交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を、「諸証明」の次に「の交付」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 8 第 1 項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 9,000,000 円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合

計所得金額が 950,000 円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 10,000,000 円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 1,330,000 円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 9,000,000 円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 950,000 円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)または」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第 53 条の 7 中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 73 条の 2 中「の閲覧」の次に「(法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

付則第 13 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第 14 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 または第 37 条の 9」を「または第 37 条の 8」に改める。

付則第 17 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3

第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第 17 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第 17 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

付則第 21 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付則第 22 条を削る。

(彦根市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市市税条例の一部を改正する条例(令和 3 年彦根市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

彦根市市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢 16 歳未満の者または」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第 2 条第 2 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 25 条第 2 項および第 36 条の 3 の 3 第 1 項ならびに付則第 5 条の 3 第 1 項の規定」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中彦根市市税条例第 36 条の 3 の 2 の見出しおよび同条第 1 項ならびに第 36 条の 3 の 3 の見出しおよび同条第 1 項の改正規定ならびに同条例付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項、第 14 条の 2 第 3 項および第 21 条の改正規定ならびに同条例付則第 22 条を削る改正規定ならびに第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定ならびに付則第 3 条第 1 項および第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

- (2) 第 1 条中彦根市市税条例第 33 条第 4 項および第 6 項、第 34 条の 8 第 1 項および第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書および第 2 項ならびに第 53 条の 7 の改正規定ならびに同条例付則第 13 条の 3 第 2 項、第 17 条の 2 第 4 項ならびに第 17 条の 3 第 4 項および第 6 項



の改正規定ならびに第 2 条(彦根市市税条例の一部を改正する条例(令和 3 年彦根市条例第 15 号)付則第 2 条第 2 項の改正規定に限る。)の規定ならびに付則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

- (3) 第 1 条中彦根市市税条例第 19 条の 4 第 1 項および第 73 条の 2 の改正規定ならびに次条および付則第 4 条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書等の交付に関する経過措置)

第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例第 19 条の 4 第 1 項(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書および同法第 382 条の 3 の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日(以下この項および次項において「1 号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項および同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の彦根市市税条例(次項において「旧条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項および同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産課税台帳の閲覧に関する経過措置)

第 4 条 付則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例第 73 条の 2(地方税法第

382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

## 議案第 56 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

### 彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表(31)の項中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表(31)の 2 の項中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表(42)の 3 の項中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表(42)の 4 の項中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

第 3 条の 5 の見出し中「長期優良住宅建築等計画認定等」を「長期優良住宅建築等計画等の認定等」に改め、同条の表区分の項中「増築または改築」を「新築以外」に改め、同表(1)の項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項ア(7)および(イ)中「建築しようとする」を「認定を受けようとする」に改め、同表(2)の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第 5 条第 6 項第 4 号イもしくはロまたは第 5 号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあっては、26,000 円」を「第 5 条第 8 項第 4 号イもしくはロ、第 5 号イもしくはロまたは第 6 号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあっては、26,000 円」に改め、同表備考 2 中「当該計画」を「当該長期優良住宅建築等計画および長期優良住宅維持保全計画」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 4 年

法律第 44 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか  
遅い日から施行する。

議案第 57 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

|         |   |         |   |   |         |       |
|---------|---|---------|---|---|---------|-------|
| 別表第 1 中 | 「 | 5,000 円 | を | 「 | 7,000 円 | に改める。 |
|         |   | 3,000 円 |   |   | 5,000 円 |       |
|         |   | 2,500 円 |   |   | 3,000 円 |       |
|         |   | 1,500 円 |   |   | 1,900 円 |       |
|         | 」 |         |   | 」 |         |       |

付 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 58 号

彦根市墓地の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市墓地の設置および管理に関する条例を廃止する条例

彦根市墓地の設置および管理に関する条例(昭和 50 年彦根市条例第 27 号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて

下記のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 工事の名称

彦根中学校校舎棟増築工事

2 契約金額

283,800,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 彦根市佐和町 7 番 12 号
- (2) 名 称 株式会社内田組 彦根営業所
- (3) 代表者 所長 内 田 種 生

4 契約方法

一般競争入札

議案第 60 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

高規格救急自動車

2 契約金額

35,972,760 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 大津市本宮二丁目 9 番 12 号
- (2) 名 称 滋賀トヨタ自動車株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 藤 敦 秀 二

4 契約方法

指名競争入札



報告第 6 号

令和 4 年度(2022 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長      和   田   裕   行

報告第 7 号

第 35 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 35 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長      和   田   裕   行

報告第 8 号

第 26 期株式会社夢京橋の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 26 期株式会社夢京橋の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

報告第 9 号

第 20 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 20 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

報告第 10 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

令和 3 年度(2021 年度)彦根市一般会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

令和3年度（2021年度）繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

| 会計名  | 款          | 項              | 事業名                      | 金額      | 翌年度繰越額  | 左の財源内訳      |                  |        | 一般財源  |
|------|------------|----------------|--------------------------|---------|---------|-------------|------------------|--------|-------|
|      |            |                |                          |         |         | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>国県<br>支出金 | 市債     |       |
| 一般会計 | 総務費        | 総務管理費          | 次期総合計画等策定事業              | 884     | 884     |             |                  |        | 884   |
|      |            | 戸籍住民基本台帳費      | 戸籍住民基本台帳事務               | 6,930   | 3,300   |             | 3,300            |        |       |
|      | 民生費        | 社会福祉費          | 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業     | 658,700 | 360,600 |             | 360,600          |        |       |
|      |            |                | 障害者福祉センター運営事業            | 99      | 99      |             |                  |        | 99    |
|      |            | 児童福祉費          | 放課後児童クラブ運営事業             | 7,183   | 7,183   |             |                  |        | 7,183 |
|      |            |                | 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業       | 20,022  | 20,022  |             | 20,022           |        |       |
|      | 農林業<br>土木費 | 農業費<br>道路橋りょう費 | 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（拡大部分） | 1,502   | 1,502   |             | 300              |        | 1,202 |
|      |            |                | 担い手確保経営強化支援事業            | 20,855  | 20,855  |             | 20,855           |        |       |
|      |            |                | 道路維持管理事業                 | 14,000  | 10,155  |             | 537              | 8,500  | 1,118 |
|      |            |                | 道路新設改良事業（単独・事務費）         | 7,422   | 6,689   |             |                  |        | 6,689 |
|      |            |                | 中山道線ほか1線道路改良事業           | 8,610   | 8,610   |             | 2,386            | 5,500  | 724   |
|      |            |                | 石寺稲里線道路改良事業              | 34,918  | 31,243  |             | 16,500           | 14,600 | 143   |
|      |            |                | 芹橋彦富線（彦富工区）道路改良事業        | 12,364  | 9,783   |             | 4,950            | 4,000  | 833   |
|      |            |                | 稲部本庄線（稲部工区）道路改良事業        | 17,350  | 16,000  |             | 8,800            | 7,200  |       |
|      |            |                | 橋りょう長寿命化推進事業             | 15,264  | 15,180  |             | 8,348            |        | 6,832 |

令和3年度（2021年度）繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

| 会計名 | 款   | 項     | 事業名            | 金額      | 翌年度繰越額  | 左の財源内訳  |        |         | 一般財源   |
|-----|-----|-------|----------------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
|     |     |       |                |         |         | 既収入特定財源 | 未収入    | 特定財源    |        |
|     |     |       | 通学路等安全対策事業     | 11,501  | 11,108  |         | 国県支出金  | 市債      | 100    |
|     |     | 河川費   | 河川新設改良事業       | 30,000  | 30,000  |         |        | 27,000  | 3,000  |
|     |     |       | 大黒川外河川改良事業     | 197,412 | 152,796 |         | 10,207 | 128,200 | 14,389 |
|     |     | 都市計画費 | 土地利用計画業務       | 5,000   | 5,000   |         | 5,000  |         |        |
|     |     |       | 歴史まちづくり事業      | 2,140   | 2,140   |         | 962    | 1,000   | 178    |
|     |     |       | 都市施設整備事業       | 5,450   | 3,568   |         | 1,514  | 1,400   | 654    |
|     |     |       | 立花船町線街路事業      | 122,924 | 94,099  |         | 45,587 | 44,200  | 4,312  |
|     |     |       | 松原町大黒前鴨ノ巣線街路事業 | 99,990  | 98,337  |         | 29,919 | 62,100  | 6,318  |
|     |     |       | 都市公園緑地維持管理事業   | 8,000   | 8,000   |         |        |         | 8,000  |
|     |     |       | 金亀公園整備事業       | 187,272 | 180,628 |         | 88,358 | 82,900  | 9,370  |
|     |     |       | 緑地環境事業         | 70,600  | 66,002  |         | 29,728 | 32,600  | 3,674  |
|     | 消防費 | 消防費   | 消防水利整備事業       | 9,000   | 9,000   |         |        | 6,700   | 2,300  |
|     | 教育費 | 小学校費  | 学びの保障事業        | 22,050  | 22,050  |         | 11,025 |         | 11,025 |
|     |     |       | 小学校各所整備改修事業    | 70,114  | 70,114  |         | 23,602 | 46,300  | 212    |
|     |     | 中学校費  | 学びの保障事業        | 9,450   | 9,450   |         | 4,725  |         | 4,725  |

令和3年度（2021年度）繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

| 会計名 | 款  | 項     | 事業名                  | 金額        | 翌年度繰越額    | 左の財源内訳  |              |            |
|-----|----|-------|----------------------|-----------|-----------|---------|--------------|------------|
|     |    |       |                      |           |           | 既収入特定財源 | 未収入特定財源      | 一般財源       |
|     |    | 保健体育費 | 彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業 | 216,138   | 194,757   |         | 国県支出金 61,131 | 市債 116,400 |
|     | 計  |       |                      | 1,893,144 | 1,469,154 |         | 764,464      | 593,500    |
|     | 合計 |       |                      | 1,893,144 | 1,469,154 |         | 764,464      | 111,190    |



報告第 11 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて

令和 3 年度(2021 年度)彦根市病院事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

令和3年度（2021年度）彦根市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

| 款     | 項     | 事業名                 | 予算<br>計上額 | 支払義務<br>発生額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳  |           |           |             |              | 説                                                                            | 明 |
|-------|-------|---------------------|-----------|-------------|------------|---------|-----------|-----------|-------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------|---|
|       |       |                     |           |             |            | 企業債     | 国庫<br>補助金 | 工事<br>負担金 | 既収入<br>特定財源 | 損益勘定<br>留保資金 |                                                                              |   |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 耐震型専用水道管<br>布設工事負担金 | 64,191    |             | 64,191     | 64,100  |           |           |             | 91           | 耐震型専用水道管布設工事に係る水道<br>事業会計への負担金であるが、工事を<br>進めるにあたり関係機関との調整に時<br>間を要したため繰り越すもの |   |
|       |       | 医療システム更新<br>事業      | 60,532    |             | 60,532     | 60,500  |           |           |             | 32           | 世界的な半導体不足の影響によりサー<br>バー機器等の納品に遅れが生じたため<br>繰り越すもの                             |   |
|       |       | 計                   | 124,723   |             | 124,723    | 124,600 |           |           |             | 123          |                                                                              |   |

報告第 12 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

令和 3 年度(2021 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

令和3年度（2021年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

| 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 |       |                                  |            |             |            |         |           |            |             | (単位 千円)                                                                                          |              |
|-------------------------------|-------|----------------------------------|------------|-------------|------------|---------|-----------|------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 款                             | 項     | 事業名                              | 予算<br>計上 額 | 支払義務<br>発生額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳  |           |            |             | 説 明                                                                                              |              |
|                               |       |                                  |            |             |            | 企業債     | 国庫<br>補助金 | 工 事<br>負担金 | 既収入<br>特定財源 |                                                                                                  | 損益勘定<br>留保資金 |
| 資本的支出                         | 建設改良費 | 大藪浄水場浄水施設機械設備更新工事<br>(八坂町)       | 309,252    |             | 309,252    | 225,000 |           |            |             | 中期経営計画に基づき大藪浄水場の機械設備を更新するものであるが、取水ポンプの一部配管を変更する際、水利権申請の変更許可に不測の日数が必要となったため、応分の工期延期を行うことにより繰り越すもの |              |
|                               |       | R3芹川町ほか配水管布設替工事<br>(芹川町ほか)       | 39,684     |             | 39,684     |         |           |            |             | 老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                                  |              |
|                               |       | R3清崎町配水管布設替工事<br>(清崎町)           | 18,639     |             | 18,639     |         |           |            |             | 老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                                  |              |
|                               |       | R3栄町二丁目ほか配水管布設替工事<br>(栄町二丁目ほか)   | 20,988     |             | 20,988     |         |           |            |             | 老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                                  |              |
|                               |       | R3賀田山町ほか配水管布設跡舗装復旧工事<br>(賀田山町ほか) | 15,730     |             | 15,730     |         |           |            |             | 配水管布設跡舗装本復旧工事計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                          |              |
|                               |       | R3後三条町配水管布設替工事<br>(後三条町)         | 25,773     |             | 25,773     |         |           |            |             | 老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                                  |              |
|                               |       | R3東沼波町ほか配水管布設跡舗装復旧工事<br>(東沼波町ほか) | 19,976     |             | 19,976     |         |           |            |             | 配水管布設跡舗装本復旧工事計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                          |              |
|                               |       | 場外系ITV監視システム改修工事<br>(八坂町ほか)      | 74,400     |             | 74,400     |         |           |            |             | 現行の通信システムのサービス終了に伴い、ITV監視システムを更新するものであるが、特殊な機器の製造や日常の上水施設の運転管理との調整に日数を要するため繰り越すもの                |              |
|                               |       |                                  |            |             |            |         |           |            |             |                                                                                                  |              |

(単位 千円)

令和3年度（2021年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

| 款     | 項     | 事業名                                | 予算<br>計上額 | 支払義務<br>発生額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳 |       |        |             | 説 | 明                                                                                   |
|-------|-------|------------------------------------|-----------|-------------|------------|--------|-------|--------|-------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------|
|       |       |                                    |           |             |            | 企業債    | 国庫補助金 | 工事負担金  | 既収入<br>特定財源 |   |                                                                                     |
| 資本的支出 | 建設改良費 | R3彦根市立病院耐震型専用水道管布設跡舗装復旧工事(八坂町(ほか)) | 29,876    |             | 29,876     |        |       |        |             |   | 彦根市立病院耐震型専用水道管布設跡の舗装復旧工事を行うものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                         |
|       |       | R3法士町ほか配水管布設替工事(法士町(ほか))           | 44,320    |             | 44,320     |        |       | 26,312 |             |   | 下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならなかったため繰り越すもの |
|       |       | R3高宮町配水管布設替工事(高宮町)                 | 33,188    |             | 33,188     |        |       | 21,804 |             |   | 下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならなかったため繰り越すもの |
|       |       | R3出町ほか配水管布設替工事(出町(ほか))             | 16,476    |             | 16,476     |        |       | 15,862 |             |   | 下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならなかったため繰り越すもの |
|       |       | R3正法寺町配水管布設替工事(正法寺町)               | 15,107    |             | 15,107     |        |       | 9,788  |             |   | 下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならなかったため繰り越すもの |
|       |       | R3高宮町配水管布設替工事(その2)(高宮町)            | 52,193    |             | 52,193     |        |       | 9,507  |             |   | 下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならなかったため繰り越すもの |
|       |       | R3葛籠町配水管布設替工事(葛籠町)                 | 41,445    |             | 41,445     |        |       | 18,289 |             |   | 下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならなかったため繰り越すもの |
|       |       | R3野田山町ほか配水管布設替工事(野田山町(ほか))         | 21,461    |             | 21,461     |        |       | 17,360 |             |   | 下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならなかったため繰り越すもの |

令和3年度（2021年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

| 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 |       |                                |              |             |            |          |            |            |             | (単位 千円)  |                                                                                                            |
|-------------------------------|-------|--------------------------------|--------------|-------------|------------|----------|------------|------------|-------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 款                             | 項     | 事業名                            | 予 算<br>計 上 額 | 支払義務<br>発生額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳   |            |            |             | 説 明      |                                                                                                            |
|                               |       |                                |              |             |            | 企業債      | 国 庫<br>補助金 | 工 事<br>負担金 | 既収入<br>特定財源 |          | 損益勘定<br>留保資金                                                                                               |
| 資本的支出                         | 建設改良費 | R3松原町配水管布<br>設跡舗装復旧工事<br>(松原町) | 847          |             | 847        |          |            |            |             | 847      | 配水管布設跡舗装本復旧工事計画に基づき<br>実施するものであるが、関係機関との調整<br>により時間を要したため繰り越すもの                                            |
|                               |       | 急速系沈殿池遮光<br>ネット取替工事<br>(八坂町)   | 12, 000      |             | 12, 000    |          |            |            |             | 12, 000  | 大藪浄水場の遮光ネットは令和3年12月の豪<br>雪により破損したため取替を行うものであ<br>るが、取替には特殊な資材が必要であり、<br>その製作に3か月程度要することから、工期確<br>保のため繰り越すもの |
|                               |       | 大藪浄水場浄水施<br>設更新工事施工監<br>理委託業務  | 20, 655      |             | 20, 655    |          |            |            |             | 20, 655  | 大藪浄水場で施工される機械設備の更新工<br>事に伴い施工監理を委託するもので、工事<br>に合わせ繰り越すもの                                                   |
|                               |       | R3天王山配水池配<br>水管布設替詳細設<br>計委託業務 | 4, 158       |             | 4, 158     |          |            |            |             | 4, 158   | 老朽管更新計画に基づき実施するものであ<br>るが、関係機関との調整により時間を要し<br>たため繰り越すもの                                                    |
|                               |       | 送水管現地測量調<br>査委託業務              | 15, 100      |             | 15, 100    |          |            |            |             | 15, 100  | 老朽管更新計画に基づき実施するものであ<br>るが、関係機関との調整により時間を要し<br>たため繰り越すもの                                                    |
|                               |       | 計                              | 831, 268     |             | 831, 268   | 225, 000 |            | 118, 922   |             | 487, 346 |                                                                                                            |

(単位 千円)

| 説                                                                                         | 明 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 配水管布設跡舗装本復旧工事計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                   |   |
| 大藪浄水場の遮光ネットは令和3年12月の豪雪により破損したため取替を行うものであり、取替には特殊な資材が必要であり、その製作に3か月程度要することから、工期確保のため繰り越すもの |   |
| 大藪浄水場で施工される機械設備の更新工事に伴い施工監理を委託するもので、工事に合わせ繰り越すもの                                          |   |
| 老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                           |   |
| 老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの                                           |   |

令和3年度（2021年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 千円)

| 款     | 項     | 事業名                        | 予算<br>計上額 | 支払義務<br>発生額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳 |           |           |             | 説      | 明                                                                                                |
|-------|-------|----------------------------|-----------|-------------|------------|--------|-----------|-----------|-------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |       |                            |           |             |            | 企業債    | 国庫<br>補助金 | 工事<br>負担金 | 既収入<br>特定財源 |        |                                                                                                  |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 大藪浄水場浄水施設機械設備更新工事<br>(八坂町) | 32,712    |             | 32,712     |        |           |           |             | 32,712 | 中期経営計画に基づき大藪浄水場の機械設備を更新するものであるが、取水ポンプの一部配管を変更する際、水利権申請の変更許可に不測の日数が必要となったため、応分の工期延期を行うことにより繰り越すもの |
|       |       | 計                          | 32,712    |             | 32,712     |        |           |           |             | 32,712 |                                                                                                  |

報告第 13 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

令和 3 年度(2021 年度)彦根市下水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方  
公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年(2022 年)6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行



令和3年度（2021年度）彦根市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

| 款     | 項     | 事業名                 | 予<br>算<br>計<br>上<br>額 | 支払義務<br>発生額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳  |               |               |             |              | 説                                         | 明 |
|-------|-------|---------------------|-----------------------|-------------|------------|---------|---------------|---------------|-------------|--------------|-------------------------------------------|---|
|       |       |                     |                       |             |            | 企業債     | 国<br>県<br>補助金 | 工<br>事<br>負担金 | 既収入<br>特定財源 | 損益勘定<br>留保資金 |                                           |   |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 公共下水道事業             | 784,935               | 487,531     | 297,404    | 187,500 | 86,615        |               |             | 23,289       | 関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの |   |
|       |       | 特定環境保全公共<br>下水道事業   | 312,564               | 167,099     | 145,465    | 83,200  | 54,724        |               |             | 7,541        | 関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの |   |
|       |       | 浸水対策下水道事業<br>(雨水対策) | 83,000                | 18,940      | 64,060     | 28,300  | 31,500        |               |             | 4,260        | 関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの |   |
|       |       | 計                   | 1,180,499             | 673,570     | 506,929    | 299,000 | 172,839       |               |             | 35,090       |                                           |   |